

令和 7 年度 委 託 仕 様 書

委託業務の名称	吉田下ポンプ場改築実施設計業務						
業 務 場 所	吉田下ポンプ場						
路 河 川 名 称							
事 業 名							
委 託 大 要							

改築実施設計（土木・機械・電気） 1式

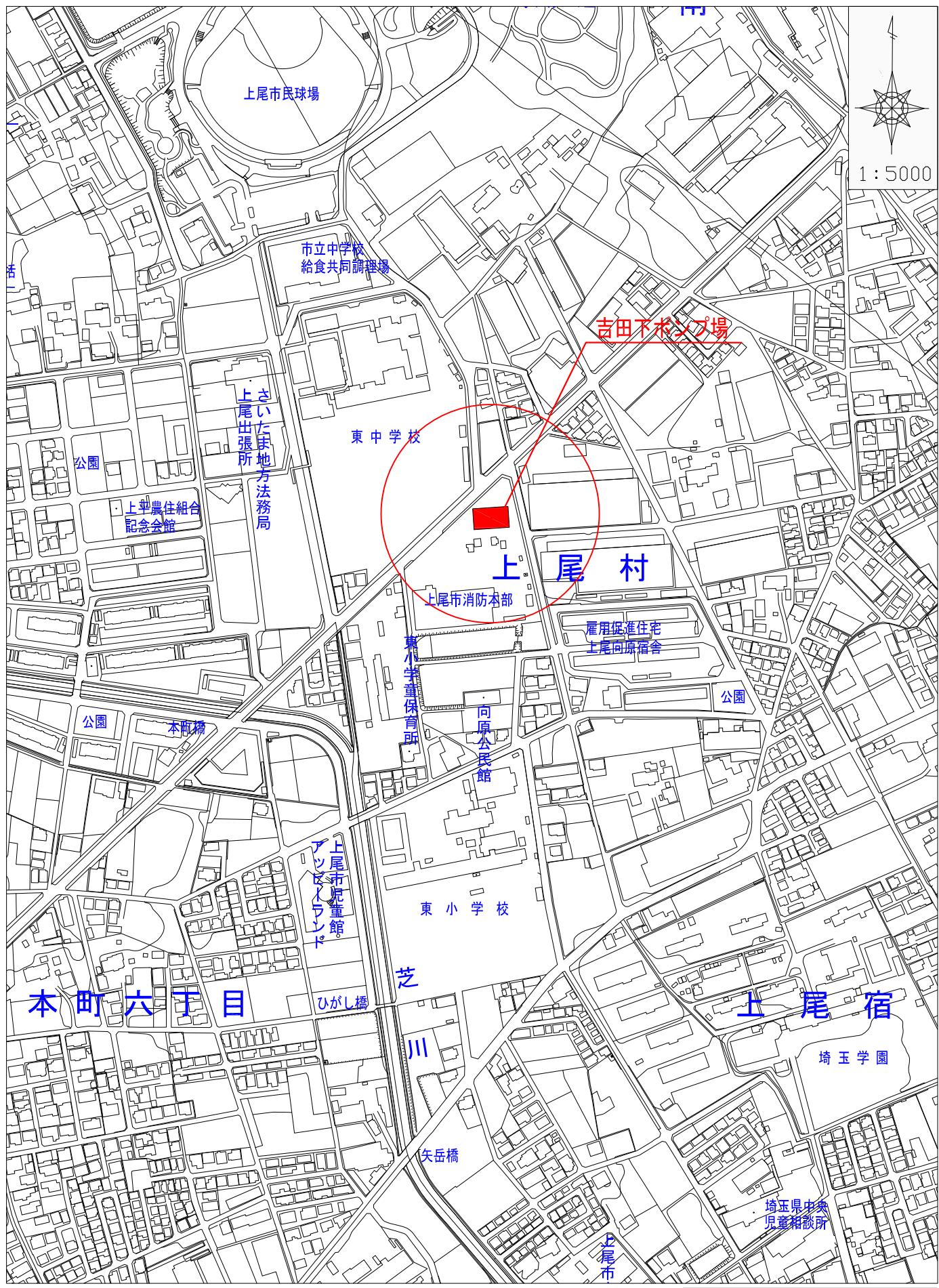
上尾市

変更理由

備考

地区	県南(北本県土整備)	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00
単価適用年月	令和08年01月01日付 公共				
工 期	当初	自		至	
		日数			
	変更		至		
経費適用年月	下水道委託 令和07年度				
工種	設計業務				
施工地域					
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額	
	委 託 價 格				
	消費税相当額				
	合 計				
請 負	委 託 價 格				
	消費税相当額				
	合 計				
	請負増減額				
週休2日区分					

位置図



— 業務場所

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
設計業務02	1	式			
直接原価	1	式			
直接原価(積上)	1	式			
沈砂池・ポンプ室(土木、機械、電気)	1	式			代 1 号
設計協議(詳細設計)	1	業務			代 2 号
現地調査(詳細設計)	1	業務			代 3 号
直接経費	1	式			
旅費交通費	1	式			
旅費交通費	1	式			
直接原価計	1	式			
その他原価	1	式			
業務原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
設計業務価格	1	式			

業務委託料内訳書

第 1 号 代価表

沈砂池・ポンプ室(土木、機械、電気)

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
設計計画	1	式			代 4 号
計算(構造)	1	式			代 5 号
計算(機能)	1	式			代 6 号
設計図作成	1	式			代 7 号
数量計算	1	式			代 8 号
照査	1	式			代 9 号
計					
単位当たり					
[条件]					
[A] = 2 施設区分 改築実施設計(詳細)					
[a] = 1,570 工種の入力					
設計計画 , 土木設計		100			
設計計画 , 機械設計		100			
設計計画 , 電気設計		100			
計算(構造) , 土木設計		100			
計算(機能) , 土木設計		70			
計算(機能) , 機械設計		80			
計算(機能) , 電気設計		80			
設計図作成 , 土木設計		80			
設計図作成 , 機械設計		100			
設計図作成 , 電気設計		100			
数量計算 , 土木設計		80			
数量計算 , 機械設計		140			
数量計算 , 電気設計		140			
照査 , 土木設計		100			
照査 , 機械設計		100			
照査 , 電気設計		100			
[b] = 280 工種別設計歩掛割合の入力					
, 土木設計		80			
, 機械設計		100			
, 電気設計		100			

上尾市

吉田下ポンプ場改築実施設計業務

上尾市

第 2 号 代価表		設計協議(詳細設計)				
		1 業務 当り				
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
第1回打合せ	1	回			代 10 号	
中間打合せ	3	回			代 11 号	
最終打合せ	1	回			代 12 号	
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 3 工種の入力 [B] = 3.000 回						
,土木 ,機械 ,電気	1					
設計協議中間打合せ回数	1		[C] = 2	設計協議業務内容区分 上記以外		

第 3 号 代価表

現地調査(詳細設計)

1 業務 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
主任技師		人			
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 3 工種の入力 ,土木 ,機械 ,電気 [B] = 1.000 回 現地調査回数	1 1 1		[C] = 2	現地調査業務内容区分 上記以外	

第 4 号 代価表		設計計画					1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準		
主任技術者		人					
理事・技師長		人					
主任技師		人					
技師 (A)		人					
技師 (B)		人					
主任技術者		人					
理事・技師長		人					
主任技師		人					
技師 (A)		人					
技師 (B)		人					
主任技術者		人					
理事・技師長		人					
主任技師		人					
技師 (A)		人					

第 4 号 代価表 (続 き)		設計計画				1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
計						
単位当たり						
[条件] [B] = 2 施設区分 改築実施設計(詳細) [A] = 1 作業項目 設計計画			[C] = 3 改築レベル区分 詳細設計 [u1] = 0.714 土木設計補正係数			
[u2] = 0.000 建築設計補正係数 [u4] = 0.714 電気設計補正係数 [u6] = 0.000 % 建築設計度合率 [u8] = 100.000 % 電気設計度合率			[u3] = 0.714 機械設計補正係数 [u5] = 100.000 % 土木設計度合率 [u7] = 100.000 % 機械設計度合率 [uB] = 80.000 % 土木設計歩掛の割合			
[uC] = 0.000 % 建築設計歩掛の割合 [uA] = 100.000 % 電気設計歩掛の割合 [a2] = 1.000 建築設計の削除項目を除いた割合 [a4] = 1.000 電気設計の削除項目を除いた割合			[u9] = 100.000 % 機械設計歩掛の割合 [a1] = 1.000 土木設計の削除項目を除いた割合 [a3] = 1.000 機械設計の削除項目を除いた割合			

第 5 号 代価表		計算(構造)			1 式 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
計						
単位当たり						
[条件] [B] = 2 施設区分 改築実施設計(詳細) [A] = 3 作業項目 計算(構造)			[C] = 3 改築ペル区分 詳細設計 [u1] = 0.714		土木設計補正係数	
[u2] = 0.000 建築設計補正係数 [u4] = 0.714 電気設計補正係数 [u6] = 0.000 % 建築設計度合率 [u8] = 0.000 % 電気設計度合率			[u3] = 0.714 [u5] = 100.000 % [u7] = 0.000 % [uB] = 80.000 %		機械設計補正係数 土木設計度合率 機械設計度合率 土木設計歩掛の割合	
[uC] = 0.000 % 建築設計歩掛の割合 [uA] = 100.000 % 電気設計歩掛の割合 [a2] = 1.000 建築設計の削除項目を除いた割合 [a4] = 1.000 電気設計の削除項目を除いた割合			[u9] = 100.000 % [a1] = 1.000 [a3] = 1.000		機械設計歩掛の割合 土木設計の削除項目を除いた割合 機械設計の削除項目を除いた割合	

第 6 号 代価表		計算(機能)			1 式 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準	
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
計						
単位当たり						

第 7 号 代価表		設計図作成					1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準		
主任技師		人					
技師 (A)		人					
技師 (B)		人					
技師 (C)		人					
技術員		人					
主任技師		人					
技師 (A)		人					
技師 (B)		人					
技師 (C)		人					
技術員		人					
主任技師		人					
技師 (A)		人					
技師 (B)		人					
技師 (C)		人					

第 8 号 代価表		数量計算			1 式 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準	
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				
技術員		人				
主任技師		人				
技師 (A)		人				
技師 (B)		人				
技師 (C)		人				

第 9 号 代価表		照査				
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
理事・技師長		人				
主任技師		人				
理事・技師長		人				
主任技師		人				
理事・技師長		人				
主任技師		人				
計						
単位当たり						
[条件] [B] = 2 施設区分 改築実施設計(詳細) [A] = 7 作業項目 照査			[C] = 3 改築レベル区分 詳細設計 [u1] = 0.714 土木設計補正係数			
[u2] = 0.000 建築設計補正係数 [u4] = 0.714 電気設計補正係数 [u6] = 0.000 % 建築設計度合率 [u8] = 100.000 % 電気設計度合率			[u3] = 0.714 機械設計補正係数 [u5] = 100.000 % 土木設計度合率 [u7] = 100.000 % 機械設計度合率 [uB] = 80.000 % 土木設計歩掛の割合			
[uC] = 0.000 % 建築設計歩掛の割合 [uA] = 100.000 % 電気設計歩掛の割合 [a2] = 0.000 建築設計の削除項目を除いた割合 [a4] = 1.043 電気設計の削除項目を除いた割合			[u9] = 100.000 % 機械設計歩掛の割合 [a1] = 0.760 土木設計の削除項目を除いた割合 [a3] = 1.044 機械設計の削除項目を除いた割合			

第 10 号 代価表

第1回打合せ

1 回 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準
主任技師		人			
技師 (A)		人			
計					
単位当たり					
[条件] [A] = 1 打合せ時期 第1回打合せ [C] = 0.000 回 建築設計回数 [E] = 0.000 回 建築電気設計回数 [G] = 1.000 回 電気設計回数			[B] = 1.000 回 [D] = 0.000 回 [F] = 1.000 回		土木設計回数 建築機械設計回数 機械設計回数

上尾市

吉田下ポンプ場改築実施設計業務

第 11 号 代価表		中間打合せ					1 回 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 領	明細単価番号 基 準		
主任技師		人					
技師 (A)		人					
技師 (B)		人					
計							
単位当たり							
[条件]							
[A] = 2 打合せ時期 中間打合せ			[H] = 2 設計協議業務内容区分 上記以外				
[B] = 1.000 回 土木設計回数			[C] = 0.000 回 建築設計回数				
[D] = 0.000 回 建築機械設計回数			[E] = 0.000 回 建築電気設計回数				
[F] = 1.000 回 機械設計回数			[G] = 1.000 回 電気設計回数				

上尾市

諸 經 費 設 定 情 報

上尾市

吉田下ポンプ場改築実施設計業務

特記仕様書

第1章 総 則

1. 業務の目的

本市では、自然災害発生時にも下水道機能が安定的に運営され、市民生活や公共衛生への影響を最小限に抑えることを最優先に、地震対策事業など災害リスクへの対応を計画的に進めている。また、老朽化対策については、施設の持続性を確保しつつ、計画的かつ効率的な管理を行うため、ストックマネジメント計画を策定し、施設管理を実施している状況である。

本委託業務（以下「業務」という）は、過年度に実施した耐震診断調査によってまとめられた耐震補強計画を基にした地震対策と、ストックマネジメント計画に基づく設備の老朽化対策を踏まえ、耐震化および老朽化対策の改築工事を実施するために必要な実施設計を行うことを目的としている。

なお、ポンプ場の地震対策に際し、既設設備が支障となることが想定されるため、耐震補強設計にあたり現場条件を十分に考慮し業務を遂行すること。

2. 仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

3. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害するとの無いように努めなければならない。

8. 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

9. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って土木設計業務等委託契約約款に定めるものほか、次の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (二) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

10. 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）若しくは、上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、管理技術者は、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。また、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

11. 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

12. 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、契約不適合が発見された場合、受注者は、ただちに当該業務の修正を行わなければならない。

13. 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもつてこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

14. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

15. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めない事項は、発注者と受注者の協議の上、これを定める。

16. 支払いについて

- (1) 各会計年度における委託金額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という）及び出来高予定額は次のとおりとする。
- 令和7年度 委託金額の 0 % (程度)
令和8年度 委託金額の 100 % (程度)
- (2) 本業務の前払金は、上尾市土木設計業務等委託契約約款第35条の規定に基づき、その請求に応じてこれを行う。
- (3) 前払金は当該会計年度における支払限度額の10分の3以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てとする。
- (4) 令和8年度における前払金は上尾市公共工事前金払要綱第13条の規定に基づき、その使途発生時期よりも前に請求するものとする。なお、支払回数は1回とする。

第2章 設計一般

1. 一般事項

- (1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、連絡事項はそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

2. 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者との協議の上、定めるものとする。

3. 設計上の疑義

設計上の疑義が生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならぬ。

4. 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査及び耐震診断調査資料等を所定の手続きによって貸与する。

6. 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献および資料名を明記しなければならない。

7. 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査及び耐震診断調査資料等に基づき、下記事項について確認しておかなければならぬ。

- (1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2) 地質

地質調査資料と現地との関係

(3) 関連管きょの位置、形状、管底高

(4) その他設計に必要な事項

第3章 改築実施設計（詳細設計）

本業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

1. 業務における確認事項

本業務において、次の事項を確認しなければならない。

(資料収集・整理)

対象施設の設計・竣工図書等を収集し、耐震化および老朽化対策に必要な情報を収集・整理する。また、必要に応じて施設の運用状況等について施設維持管理業務受託者からヒアリングを実施し、取りまとめる。

(現地調査)

現地調査では、耐震化や老朽化対策が必要と判断された箇所について、設備機器や配管・ケーブルの設置状況、開口等の位置、仮設等の設置スペースの有無などを確認する。また、施設維持管理業務受託者との協議により、改築工事における施設運営上の制約条件を整理し、対策工事に反映すること。

なお、対象施設は供用中であるため、現地調査にあたっては事前に施設維持管理業務受託者と調整の上、安全対策に十分注意して実施すること。

(改築（耐震化） 詳細設計)

1) 設計条件の確認

耐震補強後の計算に先立ち、過年度業務における入力条件（地盤の土質特性、荷重条件、レベル1及びレベル2における入力条件、構造物モデル等）および耐震診断結果を確認する。

既往図書に記載のある補強箇所、補強方法および施工方法については、現地調査結果を踏まえ、施行可能性の観点から、必要に応じ補強方法の見直し検討を行う。また、補強範囲を決定する。また、補強後の構造形状が現有する処理機能や施設の運転に支障を与えないことも確認する。

2) 耐震補強検討

補強方法は、現場条件に適合したものとし、事業費および工期の算定等を行い、比較

検討した上で決定する。また、補強検討の際には、部材毎に補強が必要な範囲を確認し、補強範囲を決定する。なお、補強検討においては施設管理運営上の制約条件を整理し、耐震補強検討に反映すること。

3) 耐震補強後の耐震性能および施設機能の確認

1)、2)を踏まえ、耐震補強実施後の状態で下表に示す条件等により、レベル1地震動時およびレベル2地震動時の構造計算を行う。また、補強後においても現状の施設機能に影響がないことを確認する。

設計地震動	レベル1地震動	レベル2地震動
耐震性能	耐震性能1	耐震性能2
詳細方法と解析手法	線形解析	線形解析

なお、構造計算にあたっては建築構造物の荷重条件や算出結果など、過年度業務で作成したデータや診断結果の転用を妨げないものとする。ただし、構造計算データの提供は行っていないため、構造計算書の作成の際はモデル化を行う必要がある。

(改築（老朽化）詳細設計)

ストックマネジメント計画に基づく改築計画を実施するとともに、ポンプ場全体の最適化を考慮しながら協議を進め、機器等の選定について検討を行う。

(施工計画・仮設計画の立案)

稼働中の施設内での施工となるため、施工計画・仮設計画の作成にあたっては、現場条件を十分に把握した上で、安全で無理のない資機材の搬入計画を立案する。また、対象施設の補強によりやむを得ず、建築付帯設備、プラント設備、配管、配線等の撤去・移設や運転停止等の措置、水槽内のドライ化等が必要となる場合には、過去の維持管理データを十分に確認した上でこれら設備類への影響を最小限にする対策を提案し、協議の上、施設機能の補完方法を検討する。

なお、耐震化に関する過年度業務においては以下の留意事項が提案されているため、これに配慮すること。

- ・せん断補強鉄筋の施工に伴う設備（排気設備等）の一部撤去・復旧
- ・せん断補強鉄筋の施工に伴う設備（主ポンプ設備、除塵機等）の一部撤去・復旧

2. 改築実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者が調査した事項について、整理し、確認又は検討を行って後に次の作業を行う。なお、確認された基本設計図書（耐震診断調査図書）のうちで、改築実施設計（詳細設計）で使用できるものは、再使用を防げない。

（イ）土木関係

①構造計算書

- ②基礎計算書
- ③仮設計算書
- ④水理計算書
- ⑤容量計算書
- ⑥施工計算書（施工計画に伴う各種計算書含む）
- (ロ) 機械関係
 - ①設備容量計算書（能力、台数、出力等）
 - ②機器リスト表
 - ③特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
 - ④主要機種重量表
 - ⑤機器搬出入計画書
 - ⑥施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）
- (ハ) 電気関係
 - ①設備容量計算書（能力、台数、出力等）
 - ②運転操作概要書
 - ③主要機器重量表
 - ④機器搬出入計画書
 - ⑤施工計画書（施工計画書に伴う各種計算書含む）

3. 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、改築施設並びに仮設構造物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

- (イ) 土木関係
 - ①一般平面図
 - ②水位関係図
 - ③構造図
 - 平面図、縦横断図、杭配置図
 - ④詳細図
 - 設備（機械、電気）との取合図および箱抜き図
 - ⑤配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
 - ⑥既設撤去図
 - ⑦工事特記仕様書
- (ロ) 機械関係
 - ①フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
 - ②全体配置平面図
 - ③配置平面図（施設ごと）
 - ④配置断面図（施設ごと）
 - ⑤配管全体図

- ⑥水位関係図、箱抜き参考図（土木に準ずる）
- ⑦既設撤去図
- ⑧工事特記仕様書
- (ハ) 電気関係
 - ①構内一般平面図
 - ②単線結線図
 - ③主要機器外形（参考寸法）図
 - ④機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
 - ⑤主要配線、配管系統図
 - ⑥配線、配管布設図（ラック、ダクト、ピット）
 - ⑦設置系統図
 - ⑧機器配置図（⑥との共用含む）
 - ⑨工事特記仕様書

※各図面は、CAD データ（DWG、DXF、PDF 等）にて提出すること。その他、監督員が指示する図面データについても併せて提出すること。

4. 工事設計書の作成に関する作業

受注者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- (イ) 数量計算書
- (ロ) 工期算定計算書
- (ハ) 見積依頼書
- (二) 工事設計書
- (ホ) 施工計画書（概略）
- (ヘ) その他必要なもの

第4章 照査

1. 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めることとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

2. 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3. 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における揚水機能等の確保、施設の耐久性

及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (イ) 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- (ロ) 各種計算書の適切性に関する照査
- (ハ) 各種設計図の適切性に関する照査
- (二) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第5章 提出図書

1. 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ、発注者と協議すること。

2. 実施設計（詳細設計）提出図書

(1) 土木建築関係

- | | | |
|-------------------|---------------|----|
| (イ) 実施設計（詳細設計）図 | A3 判折りたたみ製本 | 3部 |
| (ロ) 計算書（数量計算書を除く） | A4 判又は A3 判製本 | 3部 |
| (ハ) 工事特記仕様書（土木） | A4 判製本 | 3部 |
| 工事特記仕様書（建築） | A4 判製本 | 3部 |
| (二) 工事設計書 | A4 判 | 原稿 |

(2) 機械関係

- | | | |
|-------------------|---------------|----|
| (イ) 実施設計（詳細設計）図 | A3 判折りたたみ製本 | 3部 |
| (ロ) 計算書（数量計算書を除く） | A4 判又は A3 判製本 | 3部 |
| (ハ) 工事特記仕様書 | A4 判製本 | 3部 |
| (二) 工事設計書 | A4 判 | 原稿 |

(3) 電気関係

- | | | |
|-------------------|---------------|----|
| (イ) 実施設計（詳細設計）図 | A3 判折りたたみ製本 | 3部 |
| (ロ) 計算書（数量計算書を除く） | A4 判又は A3 判製本 | 3部 |
| (ハ) 工事特記仕様書 | A4 判製本 | 3部 |
| (二) 工事設計書 | A4 判 | 原稿 |

(4) 議事録

- | | | |
|-----------|------|----|
| (5) 電子成果品 | A4 判 | 3部 |
|-----------|------|----|

1式

※工事概算設計額は、令和8年9月下旬までに算出し、発注者へ提示すること。

単価の算出にあたっては、埼玉県単価表（最新版）および関連刊行物（最新版）等を使用すること。なお、埼玉県単価表が更新された場合には、発注者の指示に基づき対応するも

のとする。

※設計図書は、単価記載を含む仮納品を令和9年1月末までに行うこと。

なお、実施設計図書の最終納品は、履行期間内における発注者の指示に基づき行うものとする。

第6章 参考図書

1. 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 上尾市の土木工事一般仕様書
- (2) 上尾市の機械設備工事一般仕様書
- (3) 上尾市の電気設備工事一般仕様書
- (4) 日本工業規格 (JIS)
- (5) 日本下水道協会規格 (JSWAS)
- (6) 電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (7) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (8) 日本農業規格 (JAS)
- (9) 日本電線工業会標準規格 (JCS)
- (10) 内線規程 (日本電機協会)
- (11) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (12) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (13) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
- (14) 下水道の耐震対策マニュアル (日本下水道協会)
- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (16) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－ (日本下水道協会)
- (17) 下水道施設改築・修繕マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (18) 水理公式集 (土木学会)
- (19) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (20) 土木工学ハンドブック (土木学会)
- (21) 土木製図基準 (土木学会)
- (22) 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
- (23) 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
- (24) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)、(機械設備工事編)
- (25) 国土交通省官房技術調査室土木総合研究所監修 土木構造物設計ガイドライン (全日本建設技術協会)
- (26) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)

(公共建築協会)

- (27) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準及び同解説 (公共建築協会)
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)、(機械設備工事編) (公共建築協会)
- (29) その他関連する基準書・規格

第7章 適用範囲

1. 業務の対象

(施設諸条件)

名称：吉田下ポンプ場

位置：上尾市大字上尾村 534-1

排除方式：分流

ポンプ場種類：中継ポンプ場

供用開始：平成 8 年

能力：0.14 m³/秒 (既設備現有能力)

(実施設計範囲)

地震対策および改築事業（老朽化対策）を対象とする。なお、実施設計にあたり、以下の図書を参照すること。

地震対策

- ・上尾市公共下水道総合地震対策計画策定業務（令和 3 年度）
- ・上尾市ポンプ場耐震診断調査業務（令和 5 年度）
- ・6-1 上尾市ポンプ場耐震診断調査業務（令和 6 年度）

改築事業（老朽化対策）

- ・ポンプ場ストックマネジメント計画策定業務（平成 30 年度）
- ・吉田下ポンプ場ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務（令和 2 年度）
- ・五番町・尾山台ポンプ場ストックマネジメント修繕・改築計画策定業務（令和 3 年度）
- ・上尾市ポンプ場ストックマネジメント計画（第 2 期）策定業務（令和 7 年度）

2. その他特記事項

(1) 設計対象施設と設計範囲

沈 砂 池 ・ ポン プ 室	土木設計			電気設計		
	改築レベル	構成部分	設計範囲	改築レベル	構成部分	設計範囲
2-1	躯体	◎		2	受変電設備	◎
	その他必要なもの	◎			自家発電設備	◎
					制御電源及び 計装用電源設備	◎
					負荷設備	◎
					計装設備	◎
					監視制御設備	◎

沈 砂 池 ・ ポン プ 室	機械設計			
	改築レベル	構成部分	小分類	設計範囲
2	ポンプ設備	ポンプ本体 原動機、減速機 燃料タンク設備、補機、 配管弁類、ダクト等	ポンプ本体	◎
			原動機、減速機	◎
			燃料タンク設備、補機、 配管弁類、ダクト等	◎
		ゲート設備	ゲート設備	◎
	除砂設備	揚砂設備 沈砂洗浄機、分離機 移送・貯留設備	揚砂設備	◎
			沈砂洗浄機、分離機	◎
			移送・貯留設備	◎
	除塵設備	スクリーン、自動除塵機、 破碎機 スクリーンかす洗浄機、 スクリーンかす脱水機	スクリーン、自動除塵機、 破碎機	◎
			スクリーンかす洗浄機、 スクリーンかす脱水機	◎
			移送・貯留施設	◎

凡例) 設計範囲 ◎ : 図面、数量を含むすべて

(2) 補正の有無

補正の有無は以下のとおり。

補正項目	有・無
設計対象水量に係る補正	有・無
排除方式に係る補正	有・無
覆蓋に係る補正	有・無
脱臭に係る補正	有・無
流入管底深度に係る補正	有・無
杭基礎及び地盤に係る補正	有・無
増築に係る補正	有・無
吐口に係る補正	有・無